

待ったなし!

テレビでもおなじみの  
食品問題のスペシャリストが解説



生産・製造・加工・流通・卸  
販売・飲食・旅館業など  
「食品」を扱う全ての事業所  
**必聴!!**

# 「食」の軽減税率制度と 「食」の2020年問題



講師

消費者問題研究所 代表  
表示問題アドバイザー

**垣田 達哉 氏**

1953年生れ。慶應義塾大学商学部卒業。テック電子(現・東芝テック)を経て独立。現在、表示問題アドバイザーとして、企業や団体等のセミナー講師として活躍すると共に、「世界一受けたい授業」等のテレビ出演や新聞・雑誌への評論・執筆に活躍し多方面から高い評価を得ている。【著書】『面白いほどよくわかる食品表示』など31冊。

- 税率はテイクアウトか店内飲食かで決まる?
- 食品表示法猶予期間が迫る!新基準に達していない食品は販売できなくなるってホント?
- 食品を扱う全事業者に義務化される HACCP とは?

本年10月から導入される軽減税率制度は、「食料品」が8%の税率に据え置かれますが、どの食品が対象なのかわからないという声が多く聞かれます。また、来年には、加工食品の原材料表示のルール変更や添加物の区分・栄養表示の義務化がスタートします。さらに、衛生管理法の「HACCP」への取り組みも全ての食品取扱い業者の最重要な課題となります。

そこで本セミナーでは、2つの法改正の概要と事業所がどのように対応すべきか、事例を交えて解説いたします。

【講座内容】

- 消費税軽減税率制度について
  - ・8%に該当する「食品表示法に規定する食品」って何?
  - ・税率はレジで決まる!
- 「食品表示法」食品業界に与える影響とは?
  - ・小規模事業者の食品が店頭から消える! ? ってどんなこと
- 小売・飲食店に厳しい法律ができたこと知っていますか?
  - ・2020年6月 HACCP 法(食品衛生法改正)施行予定
  - ・最低限知っておきたい HACCP 入門編

日時 令和元年 **8月7日(水)**

午後 **2時~4時**

会場 **タスパークホテル  
会議室**

受講料 会員(法人会・会議所・雇対協):1人 500円  
その他:1人 1,000円

申込 下記申込書にご記入の上、8月5日(月)までに  
法人会事務局へお申し込みください。

主催 (公社)長井法人会 TEL0238-88-3960

共催 長井商工会議所 後援 西置賜雇用対策協議会

FAX 0238-88-3823

※切り取らずに送信してください。

## 「『食』の軽減税率制度と『食』の2020年問題」申込書

事業所名	会員確認	法人会 ・ 会議所 ・ 雇対協 ・ その他
所在地	連絡先	TEL FAX
受講者名	受講者名	

\* 個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。